

閲覧用

平成27年 第10回

神崎市農業委員会総会議事録

平成27年10月2日

神崎市農業委員会

平成27年 第10回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月2日(金) 9時30分 開会
 2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
 3. 出欠者の状況
 出席委員 31名 欠席委員 6名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	欠
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	欠
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	欠
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	欠	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

28番 貞包 和則 委員

29番 鐘ヶ江 政明 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文

係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	3件
議案第4号	下限面積（別段の面積）の設定について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	152件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	70件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	2件
報告第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について	6件

5. 説明のため出席した職員

農業委員会事務局職員

事務局長	大隈	豊文
農政農地係長	山口	秀利
農政農地係主査	有馬	靖子

農政水産課職員

農政企画係長	平	義孝
農政企画係主事	別府	卓馬

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、お忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

事務局長

それでは、平成27年第10回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

みなさん、おはようございます。

開会に当たり一言 ご挨拶を申し上げます。

毎回、挨拶の中で、農業委員会の組織改正については、報告させてもらっていますが、9月28日、会長・事務局長会が佐賀市のグランドはがくれで開催されまして、「農業委員会等に関する法律」の具体的な改正内容・作成に向けた今後のスケジュール等について説明会がありました。

とくに、神崎市・吉野ヶ里町・鹿島市は、来年4月1日より新しい制度での農業委員と推進委員の連携の下に事業推進することになります。その為には、12月議会で条例・規則等の改正が必要ということになります。

改正された条例・規則で、農業委員・推進委員の定数が示され、地区ごとの推薦または募集や、全域からの推薦枠等について協議されていくと思われまます。

私たち農業委員会としても市より要請があれば協力していきたいと思ひます。

最後になりましたが10月は水稻の収穫時期になります。

コンバイン等などで事故のないように、十分注意して作業に当って頂くようお願い申し上げます。

それでは、只今から、平成27年第10回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は31名となっております。

欠席届の方が、7番小淵委員、11番志岐委員、12番佐藤委員 22番柳川委員、25番納富委員、27番本村委員 の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いをいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、28番 貞包和則委員さんと29番 鐘ヶ江政明委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	3件
議案第4号	下限面積（別段の面積）の設定について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	152件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	70件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	2件
報告第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農 用地利用配分計画関係）について	6件

以上でございます。

議 長

それでは、申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町〇〇 田の787㎡。

申請理由は「父より、実家の近くに引っ越して面倒を見てほしいとのことで住宅建築を検討し、申請地にて計画しました。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神埼市神埼町〇〇

譲り受け人：佐賀市巨勢町〇〇 施設の用途は、住宅、車庫、通路その他で787㎡です。

総事業費は、土地代、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金は全額借り入れ金です。

転用着工は平成27年11月15日、工事完了は平成28年6月15日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は、「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などについては6ページから9ページに添付しています。

資力及び信用については、金融機関発行の融資証明関係資料と土地利用計画図、造成断面図、建築物平面、立面図及び建設工事費見積書などが提出されていて問題はないと思われま

す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みは通路として使用する水路敷きの占用許可申請書の写しが添付されていて、農地以外の土地の利用見込み及び仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などについては該当ありません。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図などからみて申請面積は妥当と思われま

す。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は新設溜枳に集水し、また、汚水などは合併浄化槽を経由して隣接水路に排水する計画で、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われま

す。法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整い、さしつかえない。」、神埼市土地改良区より「施工地区外であり支障なし。」、埋蔵文化財については、神埼市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出等の手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが添付されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

議 長

はい、議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局の説明どおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないように十分に考慮して計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議のほどをよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

はい、〇〇委員

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

住宅と車庫で100㎡くらいなのに、道路その他がその5倍で、敷地進入路がその1.5倍となっています、ちょっと大きすぎると思いましたので、説明をお願ひいたします。

議 長

事務局いいですか。

事務局

面積からして、質問があるかと思っていました。詳細は申請者の方にお繋ぎしてはいますが、面積については、787㎡ですけれども、現地の形状に訳があります。とくに敷地進入路の154㎡については、道路改良（県道改良）後に、農地への取り付けとしてつけられた、スロープみたいなコンクリート製のものです。これがないとこの農地に入れないような高低差もございますので、ここは必要面積だということで関係機関に事前に協議を行い、了解の範囲内にあるということです。

敷地の内容については、申請者の方に説明を求めたいと思います。

議長

申請者の方、については、補足的に何かあればお願いいたします。

申請者

代理人の〇〇と申します。

自己用住宅に対しての敷地が広すぎるではないかということで、いまご説明があったように、通路面積が154㎡でまずこの部分については高低差があって、有効面積に含まれないということ、それと有効な農地の形状をみますと南北に12mということで形としては自己用住宅を1軒建てるのに南北の距離があまり取れていないこと、それと高低差があるということで、車の出入りするのに、スロープからの車の出入りで、内輪さ等の地籍図を入れていますが、これを形状にするとさほど有効に使える面積がないので、これくらいの面積が必要になってくると思います。

東側の農地を一部残すことも考えましたが、そこを残すと県道からの高低差もありまして、出入りが出来ませんし、形状的にそこを残しても耕作としては不向きだろうということで今回提出させて頂いております。

議長

〇〇委員さんよろしいでしょうか。

〇〇番服巻委員

ありがとうございました。

議長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地所在：千代田町○○ 田の合計2, 224㎡。

申請理由は「運送業の業務拡大に伴い新規車両を導入したが既存の施設では駐車場が不足するので、隣接した申請地を借り受けて駐車場として活用したい。」ということです。

申請人は、貸し付け人：神崎市千代田町○○

借り受け人：神崎市千代田町○○

施設の用途は、駐車場、通路などで2, 224㎡です。

総事業費は、整地費、賃借料など○○千円で、資金は全額自社資金です。

転用着工は平成27年11月2日、工事完了は平成27年12月25日の予定です。

権利の内容は賃借権の設定で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「既存の施設の拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る」となります。

位置図などについては10ページから12ページに添付しています。

資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書及び土地利用計画図、造成計画断面図、造成工事費見積書などが提出されていて問題はないと思われま

す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みや 農地以外の土地の利用見込みについ

ては該当がなく、転用行為の妨げとなる権利などについては、地役権者である〇〇より農地転用同意条件を付した承諾書の写しと農地法第18条第6項の規定による農業経営基盤強化法による賃貸借契約の合意解約書の写しが添付されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は新設溜柵に集水して周辺水路へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整い、さしつかえない。」、神崎市土地改良区より「施工地区外であるが申請地の東側には圃場整備で補償したパイプラインが埋設してあるので、地区で協議をすること。」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出等の手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが添付されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

議 長

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。
〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局の説明どおりです。

私も現地を確認し、区長さん並びに生産組合長さんにお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないよう十分に考慮して計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思えます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 神埼町〇〇 田 1, 306㎡

申請理由 「相手方の要望により、経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」

ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇万円取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると考えられます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。

それでは、受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地所在 神埼町〇〇 田 5, 215㎡

申請理由 「同一世帯内の母より贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんでしょうか。

議 長

はい、〇〇委員

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

自作地と借入地の面積が同じですが、同一世帯ですか。

議 長

事務局いいですか。

事務局

同一世帯です。

議 長

〇〇委員さんよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です、ありがとうございます。

議 長

他に、ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

他に質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。

それでは、受付番号3番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地所在 神埼町〇〇 畑 280㎡

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

それでは、受付番号4番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地所在 神埼町〇〇 田 2, 380㎡

申請理由 「相手方の要望により経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」という事です。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇万円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、受付番号5番を議題といたします。

それでは、受付番号5番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番 申請地所在 神埼町〇〇 田 3, 285㎡

申請理由 「相手方の要望により経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇万円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われ。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われ。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われ。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題といたします。

受付番号1番は、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号1番です。平成27年9月に農業公社へ売り渡した農地を認定農業者へ所有権移転するものです。

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。所有権を移転する者の農業経営の状況等は記載のとおりです。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。

受付番号2番も、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。

それでは、受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番です。平成27年9月に農業公社へ売り渡した農地を適格農業者へ所有権移転するものです。

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。所有権を移転する者の農業経営の状況等は記載のとおりです。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。

受付番号3番は、農業公社への売渡しによる所有権移転であります。

それでは、受付番号3番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番です。平成27年9月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在 神崎市神埼町〇〇

神崎市神埼町〇〇

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。買い受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思えます。

議案第4号、下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号の議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号、下限面積（別段の面積）の設定について、ご説明いたします。

本件でございますが、農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」、および佐賀県農山漁村課及び農業会議の「農地法関係事務の適正化に関する指導」の中で、農地等の下限面積（別段の面積）については、毎年農業委員会の総会に必ず諮り、審議することになっております。

そこで、脊振町における下限面積（別段の面積）については、脊振町の農家の関係者の意見を踏まえまして、平成23年7月の農業委員会総会におきまして、50アールから30アールに引き下げることで決定されております。

事務局といたしましては、決定後4年を経過している中で、脊振町の農地の権利移動関係で特段に支障をきたしていないことと、下限面積を引き下げた他の市町の状況も特別に問題も出ていないとのことであります。

従いまして、本年度も昨年同様に脊振町における下限面積（別段の面積）を現行の30アールのままとし、また、神埼町・千代田町の下限面積については従来どおりの50アールにいたしたいと思います。

以上、ご提案申し上げますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議 長

質疑もありませんので、議案第4号、下限面積（別段の面積）の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案のとおり決定いたします。

議 長

只今の審議の結果、脊振町における下限面積（別段の面積）は、昨年と同じく30アールといたします。

なお、神埼町、千代田町の下限面積については、従来どおりの50アールでございます。

（農政水産課入室）

議 長

次に、別冊の議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課

(起立) 農政水産課の別府と申します、よろしくをお願いいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係				
神埼町	新規	36件	再設定	59件	計	95件
内訳は田		237筆		457,		039.06㎡
畑		6筆		467.13㎡		
計		243筆		457,		506.19㎡
千代田町	新規	33件	再設定	24件	計	57件
内訳は田		152筆		330,		613.94㎡
神崎市	合計	152件				
内訳は田		389筆		787,		653㎡
畑		6筆		467.13㎡		
計		395筆		788,		120.13㎡

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました、総括表の説明が終わりました。次に集計表について

審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

議 長

2 ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の新規分の2 ページの受付番号9 番から4 ページの受付番号3 5 番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、神埼町新規分の受付番号9 番から受付番号3 5 番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2 ページの 神埼町 新規 9 番から4 ページの3 5 番までの申し出について説明します。

設定する内容は

田	60筆	112,018㎡
畑	1筆	36㎡
計	61筆	112,054㎡

となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号9番から受付番号35番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、神埼町新規分の受付番号9番から受付番号35番は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、8ページをお開き頂きたいと思えます。

神埼町の再設定分の8ページの受付番号24番から11ページの受付番号58番を審議いたしますが、この案件も〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室のままでお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員退室のまま)

議 長

それでは、神埼町の再設定分の受付番号24番から受付番号58番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの 神埼町 再設定 24番から11ページの58番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、

田	101筆	160, 545.06㎡
畑	1筆	165㎡
計	102筆	160, 710.06㎡

となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

他に、質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の受付番号24番から受付番号58番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、神埼町の再設定分の受付番号24番から受付番号58番は原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、13ページをお開き頂きたいと思います。

千代田町の新規分の13ページの受付番号7番から14ページの受付番号13番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、千代田町新規分の受付番号7番から受付番号13番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の13ページの千代田町新規7番から14ページの13番の申し出について説明します。

設定する内容は

田 11筆 11,607㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号7番から受付番号13番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、千代田町新規分の受付番号7番から受付番号13番は、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、17ページをお開き頂きたいと思います。

千代田町の再設定分の17ページの受付番号15番から受付番号16番を審議いたしますが、この案件も〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室のまま審議をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室のまま)

議 長

それでは、千代田町の再設定分の受付番号15番から受付番号16番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の17ページの 千代田町 再設定 15番および16番の申し出について説明します。

設定する内容は

田 3筆 2, 722㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の受付番号15番から受付番号16番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号15番から受付番号16番は原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室してください。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から5ページの受付番号36番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から5ページの36番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田	80筆	159,719㎡
畑	1筆	36㎡
計	81筆	159,755㎡

となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明がただいま終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の6ページの受付番号1番から12ページの受付番号59番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの 神埼町 再設定 1番から12ページの59番の申し出について説明します。

設定する内容は先ほどの審議分と合わせまして

田	157筆	297, 320.06㎡
畑	5筆	431.13㎡
計	162筆	297, 751.19㎡

となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の13ページの受付番号1番から15ページの受付番号33番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の13ページの千代田町 新規 1番から15ページの33番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして 田 95筆 220,903㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の16ページの受付番号1番から18ページの受付番号24番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の16ページの 千代田町 再設定 1番から18ページの24番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田 57筆 109,710.94㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さんでございました。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから24ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から24ページの受付番号70番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから24ページに記載しております、受付番号1番から70番につきまして

は、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

多くが、中間管理機構又は法人への貸し出しのための解約となっておりますので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

次に、別冊の報告第2号の25ページをお開き頂きたいと思います。

報告第2号、農用地等の売渡希望申出書の取下げについてを議題といたします。

事務局から、25ページの受付番号1番から受付番号2番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第2号、受付番号1番から受付番号2番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第2号 農用地等の売渡希望申出書の取下げについて

受付番号1番及び受付番号2番については、平成27年6月総会にてあっせん委員の指名をした物件でございます。

申し出者の方より、相対による売買を希望されたため取り下げとなっております。申し出者、土地の所在、面積等については記載のとおりです。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

報告第2号、農用地等の売渡希望申出書の取下げについては、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

次に、別冊の報告第3号の1ページをお開き頂きたいと思います。

報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）についてを議題といたします。

事務局から、1ページの総括表の説明をお願いいたします。

事務局

【報告第3号、総括表を基に朗読後、説明】

報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について

佐賀県農業公社へ貸付られた農地について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により認可され、認可通知がきたものについて報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表により報告します。

左から町名、認可年月日、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者、利用権の設定地目、筆数、面積となっておりますので、お目通しをお願いします。

神埼町 計2件 田 689筆 1,618,071.5㎡

千代田町 計4件 田 372筆 883,433.64㎡

神崎市 計6件 田 1,061筆 2,501,505.14㎡

となっております。

報告は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第10回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
大変、ありがとうございました。

11時20分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年10月2日

神崎市農業委員会

会 長 _____

28番 委員 _____

29番 委員 _____